家庭用暖房契約選択約款

（通称：信州ぽかぽかﾌﾟﾗﾝ）

２０２６年１２月　１日

信 州 ガ ス 株 式 会 社
（小売登録番号：Ｄ００６５）

目　　次

1. 約款の適用 …… 3
2. 選択約款の変更 …… 3
3. 用語の定義 …… 3
4. 適用条件 …… 3
5. 契約の締結 …… 4
6. 使用量の算定 …… 4
7. 料　金 …… 5
8. 延滞利息 …… 5
9. 単位料金の調整 …… 6
10. 契約の変更または解約 …… 7
11. 精算について …… 7
12. 設置確認について …… 7
13. その他 …… 7
付　　則 …… 8

（別　表）
1. 料金および消費税等相当額の算定方法 …… 9
2. 料金表 …… 10

１．約款の適用

この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客さまが、適用を申し込み、当社が承諾したときに適用いたします。

２．選択約款の変更

（１）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

（２）当社は、ガス小売供給約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。

３．用語の定義

（１）「暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、機器内で燃焼した際に発する暖気を利用して暖房を行う機能を有する燃焼機器をいいます。

（２）「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。

（３）「通常期」とは、5 月分（4 月検針日の翌日から 5 月検針日まで）から 10 月分（9 月検針日の翌日から 10 月検針日まで）までをいいます。「暖房期」とは、11 月分（10 月検針日の翌日から 11 月検針日まで）から 4 月分（3 月検針日の翌日から 4 月検針日まで）までをいいます。

（４）「ガスメーター使用量」とは、ガス小売供給約款「Ⅳ　検針及び使用量の算定」により算定した料金算定期間の使用量をいいます。

（５）「みなし暖房使用量」とは、ガスメーター使用量のうち、暖房機器によるものとみなす、暖房期に適用する使用量をいいます。

（６）「契約最大みなし暖房使用量」とは、みなし暖房使用量の最大値であり、別表 2.（３）に定めます。みなし暖房使用量が契約最大みなし暖房使用量を超えた場合は、契約最大みなし暖房使用量をみなし暖房使用量とします。

（７）「通常使用量」とは、通常期においては、ガスメーター使用量をいい、暖房期においては、ガスメーター使用量からみなし暖房使用量を差し引いた使用量をいいます。

（８）「契約最低通常使用量」とは、みなし暖房使用量を算定する際の最低使用量として別表 2.（４）に定めます。

（９）「消費税等相当額」とは、消費税法にもとづき消費税が課される金額に消費税法にもとづく税率を乗じて得た金額、および地方税法にもとづき地方消費税が課される金額に地方税法にもとづく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

（１０）「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

（１１）「単位料金」とは、９.に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

４．適用条件

お客さまは、次に定める条件のすべてを満たす場合には、当社に対してこの選択約款による契約を申し込むことができます。

① 暖房機器を１台以上保有し設置していること
② 暖房期において①の機器がガス栓に接続され使用できる状態にあること
③ 暖房機器を専用住宅または併用住宅において使用すること。ただし、対象とする機器が、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合していない場合等、保安上の問題がある場合は、契約をお断りすることがあります。
④ 併用住宅においては、１需要場所に設置するガスメーターの能力が６立方メートル毎時以下であること。
⑤ 本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として１２か月目の月のガス小売供給約款１２（１）に定める定例検針日まで（以下「最低利用期間」といいます。）、契約を継続すること。

５．契約の締結

（１）この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
（２）申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
（３）適用開始日は次のとおりといたします。
① 新たにガスの使用を開始した場合は、ガスの使用開始の日といたします。
② 契約種別を変更した場合は、契約種別の変更の申し込みを承諾した日以降の定例検針日の翌日といたします。
（４）解約日は次のとおりといたします。
① ガス小売供給約款１０における解約日の取り扱いと同様といたします。
② 適用条件を満たさなくなったことにより解約となる場合の解約日は、適用条件を満たさなくなった日といたします。
（５）当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その最低利用期間経過前に解約またはガス小売供給約款に定める料金へ変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。（（６）において同じ）。
（６）当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、最低利用期間経過前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
（７）当社は、お客さまが当社または静岡ガス株式会社の子会社（会社法第２条第３項の定める子会社をいいます。）に対する支払期限日を経過しても支払われていない債務がある場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

６．使用量の算定

（１）通常期の通常使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みから算定したガスメーター使用量といたします。
（２）暖房期の通常使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みから算定したガスメーター使用量から、（３）で算定したみなし暖房使用量を差し引いて算定いたします。
（３）みなし暖房使用量は、暖房期においてガスメーター使用量が契約最低通常使用量を

超えた場合に、ガスメーター使用量から契約最低通常使用量を差し引いて算定いたします。ただし、ガスメーター使用量が契約最低通常使用量以下の場合、みなし暖房使用量は０立方メートルとします。また、みなし暖房使用量が契約最大みなし暖房使用量を超えた場合は、契約最大みなし暖房使用量をみなし暖房使用量とします。

（４）ガス小売供給約款１４（３）における日割計算により料金を算定する場合は、暖房期の通常使用量およびみなし暖房使用量を次のとおり算定いたします。

① 暖房期の通常使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みから算定したガスメーター使用量から、②で算定したみなし暖房使用量を差し引いて算定いたします。

② みなし暖房使用量は、１か月換算みなし暖房使用量に日割計算日数を乗じ、３０で除して算定いたします（小数点以下切り上げ)。なお、１か月換算みなし暖房使用量は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みから算定したガスメーター使用量に３０を乗じ、日割計算日数で除した１か月換算使用量をもとに（３）の方法で算定した値といたします。

（５）お客さまが不在の場合やガスメーターの故障により、検針ができなかった場合の取り扱いは、ガス小売供給約款１４の使用量の算定と同じ取り扱いにより、通常使用量およびみなし暖房使用量の算定を行うものとします。

７．料　　金

（１）当社、（別表）を適用して、料金を算定いたします。

（２）当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（３）料金は、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して３０日目（以下「支払期限日」といいます。）までに支払っていただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して３０日目が休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

（４）料金は、口座振替、クレジットカード払いまたは払込みのいずれかの方法によりお支払いいただきます。ただし、ガス小売供給約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は原則として払込みの方法によります。

８．延滞利息

（１）お客さまが支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、次の場合には延滞利息は申し受けません。

①料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合

②料金を支払期限日の翌日から起算して１０日以内に支払われた場合

（２）延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数×０．０２７４パーセント　（１円未満の端数切り捨て）

（備 考）

消費税等相当額の算定方法は、別表のとおりといたします。

（３）延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。

（４）延滞利息の支払期限日は、（３）の規定に基づきあわせて支払っていただく料金の支払期限日と同じとします。

９．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、(２)②により算定した平均原料価格が(２)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により（別表）の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、(別表)１．（３)のとおりといたします。

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートルあたり）

＝基準単位料金＋０．１２０円×（原料価格変動額／１００円）×（１＋消費税率）

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートルあたり）

＝基準単位料金－０．１２０円×（原料価格変動額／１００円）×（１＋消費税率）

（備　考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨て。

（２）（１)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トンあたり）

１１７，０９０円

②　平均原料価格（トンあたり）

(別表)１．（３)に定められた各３か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりプロパン平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格　＝　トンあたりプロパン平均価格×１．０００００

（備　考）

トン当たりプロパン平均価格は、当社の事務所に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額　＝　平均原料価格　－　基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額　＝　基準平均原料価格　－　平均原料価格

１０．契約の変更または解約

（１）お客さまのガス使用計画に変更がある場合、またはこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。

（２）当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

１１．精算について

４の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼってガス小売供給約款に定める料金と既に料金としてお支払いただいた金額との差額を精算させていただきます。

１２．設置確認について

（１）当社は、暖房機器が設置・保有されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、機器の設置・使用場所への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降、ガス小売供給約款を適用いたします。

（２）暖房機器を取り外した場合等、適用条件を満たさなくなった場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。なお。この場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし、解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

１３．そ の 他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

付　則

１．実施の期日

本選択約款は、２０２６年１２月　１日から実施いたします。

２．本選択約款の実施に伴う切り替え措置

本選択約款は２０２７年１月１日以降に支払義務が発生する料金について適用します。２０２６年１２月３１日までに支払い義務が発生する料金については、２０２０年１１月１０日実施の「家庭用暖房契約選択約款（通称：信州ぽかぽかプラン）」を適用します。

（ 別　表 ）

１．料金および消費税等相当額の算定方法

（１） 料金は以下の通りといたします。

① 料金は基本料金と従量料金の合計といたします。料金表は、別表第２を適用いたします。

② 通常期および暖房期における通常使用量に係る料金とみなし暖房使用量に係る料金は、各々別表第２で適用する基本料金と従量料金を合計し、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

（２）従量料金は、基準単位料金または８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（３）調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

④ 料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤ 料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥ 料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦ 料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧ 料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨ 料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の

料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

（４）料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切捨て）

料金に含まれる消費税等相当額＝料金×消費税率÷（１＋消費税率）

２．料　金　表（消費税等相当額を含みます。）

（１）　適用区分

①　通常期および暖房期における通常使用量

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから１６立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が１６立方メートルを超え、１６５立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が１６５立方メートルを超える場合に適用いたします。

②　暖房期におけるみなし暖房使用量

料金表Ｄを適用いたします。

（２）　料金表

①　料金表Ａ（消費税等相当額を含みます。）

イ）基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	１，１８８．００ 円

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	４４２．４２ 円

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

②　料金表Ｂ（消費税等相当額を含みます。）

イ）基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	２，６３１．００ 円

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	３５２．２０ 円

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

③　料金表Ｃ（消費税等相当額を含みます。）

イ）基本料金

１か月およびガスメーター１個につき	４，２４８．００ 円

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	３４２．４０ 円

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

④　料金表Ｄ（消費税等相当額を含みます。）

イ）基準単位料金

１立方メートルにつき	２８８．２０ 円

ロ）調整単位料金

イ）の基準単位料金をもとに８の規定により算定した１立方メートルあたりの単位料金といたします。

（３）　契約最大みなし暖房使用量

契約最大みなし暖房使用量は以下の通りといたします。

１か月につき	２０立方メートル

（４）　契約最低通常使用量

契約最低通常使用量は以下の通りといたします。

１か月につき	２５立方メートル

この約款の沿革と内容（　　）について

２０２０年１１月１０日　　制定
２０２６年１２月　１日　　改定（料金改定による変更）